

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年4月16日認可した。

平成22年4月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
豊稔池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（さく井新設）林東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）醍醐坊2号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）東中村地区
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修）宮の下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修）醍醐坊地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）植松地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）八兵地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）石砂地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）白坂下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）土井の池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修）札幌西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修）中池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修）井関池地区
観音寺市大野原町萩原土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修）嘉万坊地区
五郷土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修）田野々地区
観音寺市大谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修）安井西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）中央東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）下萩原地区